

# 令和7年度巡回指導について (留意事項を解説)


一般社団法人  
北海道貸切バス適正化センター

- 令和7年度の巡回指導につきまして、お忙しい中ご対応いただき御礼申し上げます。
- 巡回指導時に多くみられた、特に留意していただきたい事項を整理しました。  
詳細については、以下項目別に記載しましたので、ご確認の程よろしく願いいたします。

## 以下、留意事項

### ◆ 各種報告期限関係について

- 令和7年より、新たに「**原価報告書**」の提出が義務付けられました。
- 提出期限は「**毎事業年度の経過後100日以内**」（事業報告書と同様）です。  
作成にかかるご不明な点は、管轄の運輸支局へお問い合わせください。

報告内容	報告期限
事業報告書	事業年度（自社決算期） 経過後 <b>100日以内</b>
・ 輸送の安全にかかわる情報の公表 ・ 旅客システムによる安全情報報告	
 令和7年～ 義務化！ 原価報告書	
輸送実績報告書	<b>5月31日</b> まで（4月～3月末分を報告） ※決算期は関係ないため注意


### ◆ 「特定運転者に対する特別な指導」の注意点

「特別な指導の実施日」は、乗務員等台帳への記載が必要です。

#### ■ 初任運転者指導

- ※ 雇入時には、**運転記録証明書（過去3年間以上を選択）**を取得させ、事故歴を把握する。
- ※ 当該初任運転者が適齢診断または特定診断対象でもある場合、高齢者、事故惹起運転者の特別な指導がそれぞれ必要になります。
- ※ 実技指導は、指導を受ける運転者が実際に乗務するバスのうち**最大車種で全て行うとともに、ハンドル時間（※休憩時間や横乗りの時間は含まない）**の合計で**20時間以上**の実施が必要です。


#### ■ 高齢運転者指導

- ※ 適齢診断の受診周期にご注意ください。年度管理ではなく、**暦日（365日）管理**です。  
 **65歳到達～66歳到達**までに受診 ⇒以降、75歳まで**前回の受診から3年を超えない範囲**で受診  
⇒**75歳到達～76歳到達**までに受診 ⇒以降、**前回の受診から1年を超えない範囲**で受診
- ※ 上記の適齢診断を**受診後1ヶ月以内**に、診断結果をもとに**適齢指導**を実施すること。

# ◆ 点呼の実施・記録・保存について

## 安全対策の強化（令和6年4月1日施行）

※詳しくは[国土交通省のプレスリリース](#)をご確認ください

- 点呼時の動画・音声の保存義務化（90日間）
- アルコールチェックの様子（呼気検査中の顔写真）を撮影保存義務化（90日間）
- **点呼記録について、電子ファイルでの保存義務化** 
- デジタル式運行記録計の使用義務化（既販車含む）
- 一部書面や記録の保存期間が、1年間から3年間に延長
- **安全に係る取組の公表内容拡充（初任運転者への実技指導）**



## 一部項目の解説と、巡回指導時に多くみられた内容

- 点呼実施者と運転者の映像&音声（やり取り）が、一部始終明確にわかるよう記録する必要あり。電話点呼は実施者と運転者のやり取りの録音でOK（録音方法は問いません）。

- × **映像は記録されているが、音声は記録されていない**
- × 運行管理者が撮影範囲に入っていない（運転者しか映っていない）
- × **電話点呼の際、実施者もしくは運転者どちらか片方の声しか録音されていない**
- × アルコールチェックが終了した後の記録となっている  
⇒ アルコールチェックも点呼の一部です。チェック実施からの記録を！
- × **点呼にて確認すべき事項（車両点検の実施と結果、疾病や疲労・睡眠不足等の運転者の体調）を正しく確認していない**

点呼時の映像・音声の記録は、今後も巡回指導や国の監査において確認が行われます。  
**機器の操作方法**について、貴社内にて確実に周知いただきますようお願いいたします。

- アルコールチェック時の撮影は、点呼動画内でチェック時の運転者の顔が容易に確認できる場合、改めての写真撮影は不要（電話点呼の場合はアルコールチェック時の顔写真の撮影・保存が必須ですが、ドライブレコーダーでチェック時の様子を撮影して代えることも可能）。

- × 動画内でチェック中の運転者の顔が確認できない（カメラに背を向けている、など）
- × 電話点呼の際、チェック終了後の数値を撮影（**チェック実施中**の様子ではない）

- 点呼記録簿、運送引受書、手数料額を記載した書類、業務記録、運行指示書の保存期間が、1年間から3年間に延長。電子保存可（※**点呼記録簿は電子保存必須**）。

- × **点呼記録簿が電子保存されていない**  
⇒ 紙の点呼記録簿を使用しても問題ありませんが、一日の点呼がすべて終了後に点呼記録簿をスキャンして電子データで保存するなどの対応が必要です。
- × 点呼記録簿が電子保存されているが、1ヶ月単位でまとめてスキャンするなど、実施から7日以内に保存されていない
- × 電子保存が**実施後の記録ではない**（実際の点呼時刻等を書き込む前のもの、など）